

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

障がい者の特別医療費の助成対象が変わらないように、平成22年の税制改正で廃止された特定扶養控除相当分を引き続き所得から控除するよう所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 特別医療費の助成対象基準である障がい者の所得の算定においては、平成22年の税制改正で廃止された特定扶養控除相当分を控除する。

(2) 鳥取県特別医療費助成条例の一部改正に伴う所要の規定の整備を行う。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成24年7月1日とする(2)を除き、公布日とする。

◇鳥取県障害者自立支援法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

障害者自立支援法の一部が改正され、指定相談支援事業者が知事の指定する指定一般相談支援事業者と市町村長の指定する指定特定相談支援事業者に区分されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 指定一般相談支援事業者の指定に係る申請書等の様式を定める。

(2) 指定一般相談支援事業者の指定等をしたときの公示に関する事項を定める。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県介護保険法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

介護保険法及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 県が行っている介護サービス事業者への指導監督事務の一部を受託できる法人の指定等をしたときの公示に関する事項を定める。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の一部改正について

1 規則の改正理由

介護保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けの申請について定める規定中、引用している介護保険法の条項その他所要の規定の整備を行う。

(2) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部改正について

1 規則の改正理由

児童福祉法の一部が改正され、児童福祉法による措置の対象から20歳以上の者に対する措置が除かれたことに伴い、措置費の徴収の対象から20歳以上の者を除く等の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 児童福祉法による措置に係る措置費の額について20歳以上の者に係るものを除く。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。